

# 工事及び設計等委託の入札・契約制度

## 1 案件公表について

原則、毎週水曜日に公表開始、翌週火曜日までが公表期間となります。

## 2 区内業者限定入札の実施について

入札は、予定価格にかかわらず、原則として、区内業者限定で実施します。  
ただし、案件の規模や内容により、区内業者限定としない場合があります。

## 3 入札の成立について

入札における最低入札参加者数は、2者以上とします。

## 4 指名競争入札における発注格付について

指名競争入札（公募型指名競争入札を含む。）における発注格付は、下表のとおりです。

（独自格付による指名の場合）

業 種	予定価格	独自格付
土木工事 建築工事	6,000 万円以上	A
	2,000 万円以上 6,000 万円未満	B
	500 万円以上 2,000 万円未満	C
	500 万円未満	D
電気工事 給排水衛生工事	2,000 万円以上	A
	500 万円以上 2,000 万円未満	B
	500 万円未満	C

（共同格付による指名の場合）

業 種	予定価格	共同格付
道路舗装工事 橋りょう工事 河川工事 水道施設工事 下水道施設工事	6,000 万円以上	B以上
	2,000 万円以上 6,000 万円未満	C
	500 万円以上 2,000 万円未満	D
	500 万円未満	E
電気工事 給排水衛生工事 空調工事	2,000 万円以上	B以上
	500 万円以上 2,000 万円未満	C
	500 万円未満	D

ただし、競争入札参加資格に登録申請した最高完成工事経歴（民間実績は5割換算）に3を乗じた額が予定価格を超えている場合などは、直近下位の格付の業者も指名業者の選定対象となります。

## 5 最高完成工事経歴について

制限付一般競争入札の入札参加資格で求める最高完成工事経歴は、原則として、次のとおりです。

区内業者	予定価格の <b>3分の1以上</b> の <u>官公署実績</u>
------	------------------------------------

※ 制限付一般競争入札の要件は、案件によって変更となる場合がありますので、詳細は案件ごとに定める公告をご確認ください。

## 6 最低制限価格及び低入札価格調査制度について

別紙をご参照ください。

## 7 履行保証について

予定価格 4,000 万円以上の工事契約については、契約保証金が必要となります。ただし、この契約保証金に代わる担保等として、保険会社又は保証事業会社と履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金が免除されます。

なお、契約保証金に代わる担保等として 保証事業会社 の契約保証に加入する場合、**電子保証制度の利用が可能となっています**ので、ご活用ください。

## 8 前金払及び中間前金払について

### (1) 制度概要

前金払及び中間前金払の制度概要は次のとおりです。

制度	契約種別	支払率	支払上限額
前金払	工事	契約金額の 40%	<u>上限なし</u>
	設計等委託	契約金額の 30%	5,000 万円まで
中間前金払	工事	契約金額の 20%	<u>上限なし</u>
	設計等委託	—	—

※設計等委託契約には、中間前金払の制度はありません。また、部分払いを行った案件についても、中間前金払の対象外となります。

※支払額は、契約金額に上記の支払率を乗じた額から、10 万円未満の端数を切り捨てた金額となります。

### (2) 電子保証制度について

前金払及び中間前金払の請求を行う場合は、保証事業会社と保証契約を締結する必要があります。この保証契約については、**電子保証制度の利用が可能となっています**ので、ご活用ください。

その他の情報は葛飾区ホームページ又は東京電子自治体共同運営電子調達サービスをご覧ください。

【葛飾区ホームページ】



【東京電子自治体共同運営】



# 最低制限価格及び低入札価格調査制度について

葛飾区では、予定価格 200 万円以上の工事請負契約及び設計等委託契約に係る入札において、最低制限価格を設定しています。

また、施工能力審査型総合評価方式を適用する工事請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度が適用されます。

## 1 最低制限価格

(1) 対象案件

施工能力審査型総合評価方式を除く予定価格 200 万円以上の工事請負契約及び予定価格 200 万円以上の設計等委託契約

(2) 設定範囲

予定価格の 10 分の 9.3 から 10 分の 7.5

(3) 算定基準

契約種別による最低制限価格の算定基準は、次のとおりです。

<b>解体工事 以外の工事</b>	$\left( \begin{array}{c} \text{直接} \\ \text{工事費} \\ \times \\ \underline{0.97} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{共通} \\ \text{仮設費} \\ \times \\ \underline{0.90} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{現場} \\ \text{管理費} \\ \times \\ \underline{0.90} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{一般} \\ \text{管理費} \\ \times \\ \underline{0.68} \end{array} \right) + \text{消費税及び} \\ \text{地方消費税}$
-----------------------	--

<b>解体工事</b>	<b><u>非公表</u></b>
-------------	-------------------

※ 工事請負契約において、内訳に発生材（有価物）売却費やガス工事費等が含まれている場合は、当該費用を上記の算定基準で算出した金額に合算します。

<b>設計等委託</b>	<b><u>非公表</u></b>
--------------	-------------------

## 2 低入札価格調査制度

(1) 対象案件

施工能力審査型総合評価方式を適用する工事請負契約

(2) 調査基準価格

ア 設定範囲

予定価格の 10 分の 9.3 から 10 分の 7.5

イ 算定基準

契約種別による調査基準価格の算定基準は、次のとおりです。

<b>解体工事 以外の工事</b>	$\left( \begin{array}{c} \text{直接} \\ \text{工事費} \\ \times \\ \underline{0.97} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{共通} \\ \text{仮設費} \\ \times \\ \underline{0.90} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{現場} \\ \text{管理費} \\ \times \\ \underline{0.90} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{一般} \\ \text{管理費} \\ \times \\ \underline{0.68} \end{array} \right) + \text{消費税及び} \\ \text{地方消費税}$
-----------------------	--

<b>解体工事</b>	<b><u>非公表</u></b>
-------------	-------------------

(3) 失格基準価格

ア 設定範囲

予定価格の10分の9から10分の7

イ 算定基準

契約種別による失格基準価格の算定基準は、次のとおりです。

<b>解体工事 以外の工事</b>	$\left( \begin{array}{c} \text{直接} \\ \text{工事費} \\ \times \\ \underline{0.92} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{共通} \\ \text{仮設費} \\ \times \\ \underline{0.85} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{現場} \\ \text{管理費} \\ \times \\ \underline{0.85} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{一般} \\ \text{管理費} \\ \times \\ \underline{0.63} \end{array} \right) + \text{消費税及び} \\ \text{地方消費税}$
	<p>失格基準価格の算定基準は、調査基準価格における各項目の算定基準から0.05引き下げた数値です。</p>

<b>解体工事</b>	<b><u>非公表</u></b>
-------------	-------------------

(4) 工事成績による失格基準

調査基準価格を下回る入札者が施工した葛飾区発注工事のうち、入札参加希望申請を行った日以前の直近3件の工事に、60点未満の工事成績評定点がある場合は失格となります。

※ 制度の詳細及び調査方法等については、「低入札価格調査制度実施要綱」及び「葛飾区低入札価格調査制度に係るマニュアル」を参照ください。

## (参考) 低入札価格調査制度における開札結果と対応例

### 1 開札結果

予定価格	50,000,000
調査基準価格	45,000,000
失格基準	42,500,000

⇒実際は非公開

No	参加者	入札金額	価格点	施工能力評価点	合計点数	順位
1	A社	36,000,000	-	-	-	失格
2	B社	41,500,000	-	-	-	失格
3	C社	49,000,000	1.8	14.5	16.3	第6順位
4	D社	43,600,000	11.5	24.0	35.5	第1順位 (低入札)
5	E社	43,200,000	12.2	20.5	32.7	第2順位 (低入札)
6	F社		-	-	-	辞退
7	G社	46,800,000	5.8	26.0	31.8	第3順位
8	H社	50,000,000	0.0	14.0	14.0	第7順位
9	I社	47,500,000	4.5	22.5	27.0	第4順位
10	J社	44,200,000	10.4	16.0	26.4	第5順位 (低入札)

※ 失格の場合、入札金額は公表されません。

### 2 順位ごとの対応

順位	参加者	対応
第1順位 (低入札)	D社	調査を行う。(辞退可)
第2順位 (低入札)	E社	第1順位者が失格・辞退の場合、調査を行う。(辞退可)
第3順位	G社	第1順位者、第2順位者が失格・辞退の場合、落札者とする。(辞退不可)
第4順位	I社	落札候補者とならない。
第5順位 (低入札)	J社	
第6順位	C社	
第7順位	H社	
価格による失格基準割れ	A社	
価格による失格基準割れ	B社	
辞退	F社	

#### 落札候補者

(D社、E社の資料提出日は同日同時刻とする。)

- ・開札後、低入札価格調査対象者がいた場合、その旨を、参加者にお知らせします。
- ・左表の場合、落札候補者は第3順位のG社までです。
- ・D社、E社に対し、低入札価格調査を受けるかの意向確認及び資料請求を行います。
- ・他者の意向については、公表しません。

※ D社、E社が工事成績による失格基準に該当する場合は、失格とし落札候補者とならない。